

平塚競輪場走路照明整備事業 実施要領

令和3年5月
平塚市

平塚競輪場走路照明整備事業実施要領

目次

1	募集の趣旨	1
2	業務概要	1
3	本事業に関する基本要件	2
4	設備更新計画に係る仕様	3
5	建築設備に係る仕様	3
6	設計業務に関する事項	5
7	建設及び工事監理業務に関する事項	5
8	その他	8
9	優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール(予定)	8
10	応募条件	8
11	応募に関する留意事項	10
12	本業務選定の流れ	10
13	業務全体スケジュール(予定)	11
14	提案提出書類・作成要領	14
15	開示資料	14
16	ヒアリング、審査及び審査結果の通知	15
17	提案書における提示条件	16
18	業務実施に関する事項	17
19	契約に関する事項	19
20	工事計画	19
21	提出書類様式	20

1 募集の趣旨

競輪場走路照明は、平成12年に走路照明を改修して以降、照明器具の全体的な更新は行っておらず、経年劣化によりソケット部等の部分修繕が増加してきていること。

球交換が毎年10件程度発生するが、ほとんどの場所が高所作業となり、危険を伴うこと。また、現在の照明器具はメタルハライド投光器がほとんどのため、一度消灯すると数分は再点灯できず、点灯状況もじわじわと明るくなるため、特別競輪等の開催演出としては使用することが難しい状況であった。

本業務は、以上の目的に合致する民間事業者の提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、プロポーザル方式で手続きを行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者(以下「優先交渉権者」という。)は、本市と業務契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本業務に係る業務契約を締結し、本業務を実施するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

平塚競輪場走路照明整備事業

(2) 契約方式及び契約年数

ア 契約期間 契約締結日から令和13年3月31日

イ 契約方法 リース契約

(3) 提案限度額(税込)

220,000,000円

消費税額及び地方消費税額については、税率10%で積算すること。

(4) 施設の現状

ア 施設の住所 神奈川県平塚市久領堤5番1号

イ 収容人数 29,853人

ウ 走路照明設備 231灯

メタルハライドランプ 1,000W × 106台

メタルハライドランプ 1,500W × 9台

メタルハライドランプ 2,000W × 70台

LED投光器 2kW相当 × 38台

ハロゲン投光器(ゴール照明) 1,000W × 8台

(5) 業務内容

本事業は、以下の工事の設計・施工・監理業務を行うものである。

ア 受変電設備改修工事

イ 照明設備設置工事

ウ 計装工事

(6) 適用基準

遵守すべき法令及び適用図書等本事業を実施するにあたっては、各種関連法令及び市

の条例・規則等、並びに次に掲げる適用図書を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。ただし、同等の水準・機能を有すると本市が認めたものは、この限りではない。

ア 適用図書

- (ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）
- (ウ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- (エ) その他関連する適用図書

イ 各種基準・指針等

- (ア) ナイター競輪開催対応施設整備指針（製局第 21 号/平成 25 年 4 月 1 日付/経済産業省製造産業局長）
- (イ) J I S Z 9 1 2 7 : 2 0 1 1
- (ウ) その他関連する基準・指針等

(7) 仕様の変更

ア 仕様の変更理由

本市は、事業期間中に下記の事由により仕様を変更する場合がある。

- (ア) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (ウ) 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

イ 仕様の変更手続

本市は、仕様を変更する場合、事前に受注者に通知する。仕様の変更に伴い、受注者に支払う対価を含め契約書の変更が必要となる場合、必要な変更を行うものとする。

3 本事業に関する基本要件

(1) 事業実施体制

- ア 本工事の特性や専門性に対応した事業実施体制を構築すること。
- イ 市内企業の活用に十分配慮すること。

(2) 適切な工程計画

- ア 設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努め、本施設の工事完了日である令和 4 年 3 月までに遅れが生じないようにすること。
- イ 本施設は当該工事期間中も使用されるため、競輪場施設の運営に影響を与えないよう工程を調整すること。

(3) 円滑な競技運営に対する配慮

- ア 経済産業省の「ナイター競輪開催対応施設整備指針」のみならず、各関連団体との調整など、競輪場の照明に関する各種基準にも配慮し、円滑な競技運営を支える照明整備に努めること。
- イ 従来から開催されてきた各種大会、イベント等の運営に支障をきたさないよう配慮すること。

- (4) ランニングコスト削減に対する創意工夫
 - ア 本仕様書を遵守しつつ、ランニングコスト削減のため創意工夫をすること。
- (5) 保守管理に対する配慮
 - ア 日常的な利用はもちろん、故障時や経年劣化による修繕の対応など、保守管理体制について十分配慮すること。また、LED照明器具においては、10年保証とすること。
 - イ 使用機器は、耐久性、メンテナンス性に対して十分配慮することとし、器具の種類は極力減らすこと。
- (6) 幅広い利用者に対する配慮
 - ア 将来行われる可能性のある各種イベントの開催も考慮し、幅広い利用者に対応した照明計画とすること。
- (7) 環境に対する配慮
 - ア 地球環境はもとより、本市の気候風土、競輪場としての特性など、環境全般に配慮した計画とすること。
 - イ 周辺の住宅地に対する光、騒音、電波障害等の影響についてきめ細かく検討し、可能な限り低減すること。
- (8) 賃貸借契約後の取扱い
 - 賃貸借契約終了後の設備機器取扱いについては、別途協議することとし、保守メンテナンス上必要となる連絡体制等については、事前に確立しておくこと。

4 設備更新計画に係る仕様

- (1) 建築条件
 - ア 建築負荷軽減の観点から、出来る限り軽量で受風面積の少ない灯具を選定すること。
- (2) 構造計算
 - ア 中央照明塔及び基礎・基礎杭がLED灯具の荷重に耐えうるか否かを判断するため、別途提示する既存図面等資料に基づいて構造計算を行うこと。

5 建築設備に係る仕様

- (1) 照明設備計画
 - ア 一般事項
 - (ア) 高効率機器の採用及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ること。既存照明器具との省エネルギー比較を行うこと。
 - (イ) 機器の運転、保守点検及び更新等保全業務の容易な設備計画とすること。
 - (ウ) 機器の不具合発生時は、迅速に不具合を是正できるよう配慮すること。
 - (エ) 電気ケーブル及び通信ケーブル等は架空配線を原則行わないこと。
また、配線はエコ仕様のもを基本とすること。
 - (オ) 海岸に近く、塩害が懸念されることから、耐久性・耐塩害性等に配慮した計画とすること。
 - (カ) 本事業にて設置する資材及び機器等は、特記の無い限りすべて新品とし屋外で

使用する支持金物、プルボックス等の材質は、SUS製を基本とすること。

- (キ) 室内工事に使用する接着剤や塗料は、JISで定めるF のもの及び平成14年国土交通省告示第1113号、第1114号及び第1115号で限定列挙した建築材料以外の材料で、規制を受けないもののうち、ホルムアルデヒドを含まないもので、有機溶剤の放散量の極力小さいものを使用すること。
- (ク) 配管工事において、アスファルトやコンクリート等の既存施設を解体した場合は、原則として、原状に復旧すること。
- (ケ) 施工期間中の電気、水道、便所は無償で使用することができる。ただし、延長ケーブル、ホース等の必要資材については受注者の負担とする。
- (コ) 本事業において設置した機器には、受注者において、契約件名とともに賃貸借である旨が確認出来る表示を物品に貼付すること。
- (サ) 本事業において、必要な養生を行うこととする。特に競走路においては、特殊塗装されているため容易に補修できないので、十分に注意して作業を行うこと。なお、施設管理者と協議の上、簡易的な荷物等の移動をする場合は、本件の範囲とし、受注者の責において実施すること。

イ 照明設備

- (ア) 競走路内の光環境は、経済産業省製造産業局の「ナイター競輪開催対応施設整備指針（平成25年4月1日付）」に基づき、競走路全域の平均水平面照度1,200ルクス以上、平均鉛直面照度800ルクス以上を確保すること。また、決勝線上全域の平均水平面照度については、3,000ルクス以上を確保できるよう計画すること。
- (イ) 競走路内の水平面照度均整度は、JIS Z 9127:2011に基づき原則0.7以上とし、走路内（ホーム、バック、第1センター、第2センター及びゴールライン）それぞれの場所において、個別にシュミレーションを行うこと。また、グレアは原則50以下とし、グレアが選手のパフォーマンスに影響を与えないよう、走路内（ホーム、バック、第1センター、第2センター及びゴールライン）それぞれの場所において、選手からの光の見え方を全方位検証し、対策を講じること。
- (ウ) 照明機器の演出評価指数については、JIS Z 9127:2011の規定を参考として、昨今の映像・放映技術の進化等を踏まえRa90以上を確保できるよう計画すること。
- (エ) 照度は清掃、薄暮、場外ナイター開催、本場ナイター開催のほか、イベント、特別競輪開催時の演出等の種別に応じて照明の切替が容易に可能な計画とすること。
- (オ) LEDの特性を生かした多様な演出性のある計画とすること。特別競輪の開催時は、演出のために多様な企業が混在するため、DMX規格等の持ち込みの機器にも対応可能な照明機器とすること。タイムラグの無い同時点灯が可能であること。
- (カ) 照明の制御は、本市が指定するメインスタンド1階蓄電池室及び走路内ピラミッドブースにて行うことができるようにすること。なお、ピラミッドブースは湿

- 度等の関係により、精密機器を長時間おけないため、制御機器については、取外し可能なものとし、取外しが容易に可能なものとする。
- (キ) 選手及び関係者に不快なグレアが生じず、観客と周辺地域にも漏れ光やグレアが生じないように配慮すること。
 - (ク) 光源寿命(光束維持率85%)は、40,000時間以上とすること。
 - (ケ) -20 ~ 40 の温度範囲において、問題なく動作すること。
 - (コ) 落下防止ワイヤー等の落下防止対策を施すこと。
 - (サ) 照明機器を建物や架台に設置するための支持物(台座・アダプター等)の材質は、耐久性や耐候性・耐塩害性を考慮し選定すること。
 - (シ) 走路照明と別に、防犯用夜間照明を計画すること。既存照明は、第4コーナースタンド屋上にメタルハイドランプ2,000W×2台配置。(交互運転)
 - (ス) 中央照明塔の既存安定器が設置されている場所は、台風等の災害で水没する可能性があるため、取り付け位置を高くするなど配慮すること。

6 設計業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、本実施要領、事業提案等に基づき、本施設を整備するため必要な設計を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、契約締結日を始期として、事業全体のスケジュールに整合させた計画とすること。

(3) 留意事項

ア 本市と十分に協議すること。

イ 実施設計期間中に本市へ中間報告を行ったのち最終案を作成すること。

(4) 提出書類

ア 設計図書(紙及び電子データ)

なお、図面データはCAD(DWG)形式及びPDF形式とする。

(ア) 共通(設計書、仕様書、図面リスト、配置図、仮設計画図)

(イ) 建築設計図書(平面図、立面図、断面図、矩計図、構造図、構造計算書、その他必要図面等)

(ウ) 電気設備設計図書(電源系統図面、照明設備図面、弱電設備図面、その他必要図面等)

イ 施工計画書及び全体工程表(マスタープラン)

ウ その他本市が求める資料

7 建設及び工事監理業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、本実施要領、契約書、設計図書等に基づき本施設の建設業務(照明設備の改修)を行う。

(2) 業務期間

建設業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

また、競輪開催を行いながらの整備となるため、建設業務の期間は下記のものを基本とし、下記期間においても競輪開催があるため、照明器具の切替期間は最短で行うこと。

なお、下記期間においては、薄暮照明として外周の走路照明の使用頻度が高いため、その部分に配慮した計画とすること。

ア 設計・監理業務 令和3年7月下旬から令和4年3月まで

イ 建設業務 令和4年1月上旬から令和4年3月まで

ただし、先行配線等の準備工事は令和3年11月から可能とする。

(3) 着工前の業務

ア 各種申請業務

受注者は、本施設の建設業務に必要な各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。本市が必要とする場合は各所許認可等の写しを本市に提出すること。

イ 近隣調査及び準備調査等

(ア) 着工に先立ち、周辺地域の建築準備調査等を十分に行うこと、また、工事に関して本市が必要に応じて説明会等を行う場合は、これに同席すること。

(イ) 本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動等の諸影響について、あらかじめ検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。

(ウ) 工事に関する近隣からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

(4) 建設期間中の業務

ア 建設工事

(ア) 受注者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本施設の工事を実施すること。

(イ) 受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。

(ウ) 受注者は、設計及び工事の進捗状況等を本市に定期的に報告するほか本市から要請があれば、別途報告を行うこと。

(エ) 本市は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認をおこなうことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

(オ) 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。

(カ) 騒音、振動等の諸影響について、十分な対策を施すこと。苦情等が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応し、処理すること。

(キ) 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。

(ク) 施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。

(ケ) 電源ケーブル、通信ケーブル、上下水道管、ガス管等の既存インフラと干渉する場合、または、その切り回しなど改修を行う場合は、本市と事前に協議を行う

こと。

(コ) 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域への災害が及ばないように万全の対策を施すこと。

(サ) 工事途中において、当初実施設計内容に変更が生じた場合、変更内容の分かる書類を本市に提出し、承諾を得た後に工事に着手すること。

(シ) 別途工事等と作業等が重なる場合は、別途工事受注者と協力して、作業を円滑に進めること。

(5) 竣工後業務

ア 受注者による竣工検査

(ア) 受注者は、自らの責任において、竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。

(イ) 竣工検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面で通知すること。

(ウ) 本市は、受注者が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立会うものとする。

(エ) 受注者は、本市に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を報告すること。

イ 関東経済産業局、(公財)JK A及び(一社)日本競輪選手会の立会検査

受注者は、本市の工事完了確認に先立ち、関東経済産業局、(公財)JK A及び(一社)日本競輪選手会の検査及び試走に立会うこと。本市は、検査の結果、改修又は補修が必要と認められる場合、受注者に対して改修又は補修を求めることができる。

ウ 本市の工事完了確認

本市は、受注者による竣工検査及び設備等の試運転並びに前項の検査終了後、以下の方法により工事完了確認を実施する。なお、工事完了確認の結果、設計図書と食い違いがあった場合、本市は、受注者に対して改修又は補修を求めることができる。

(ア) 本市は、受注者の立会いの下で、工事完了確認を実施する。

(イ) 工事完了確認は、本市が承諾した設計との照合により実施する。

(ウ) 受注者は、設備等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施する。

エ 竣工図書の提出

受注者は、本市による工事完了確認に必要な工事写真、工事に関する書類

(以下「完成書類等」という。)を本市に提出すること。

(ア) 施工図(1部・製本)

(イ) 施工図データ(1部・CD等)

PDF形式及びCADデータ(DWG形式)

(ウ) 諸官庁申請書(写)

(エ) 各種報告書

オ 引渡書の提出

受注者は、本市による工事完了確認後、引渡書を遅延なく本市に提出すること。

(ア) 機器仕様書、取扱説明書、保証書、鍵等

(イ) 維持管理に必要となる書類

カ バックスタンド建替え時の照明計画

リース期間中にバックスタンド建替え計画があるため、LED照明器具を撤去し、仮設置及び新スタンド建設後の本設置を行う際に必要な照度分布等照明計画の技術的支援を行うこと。

(6) 保険

この契約が存続する期間中は、受注者を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社等と締結すること。また、受注者は自らの負担により、必要と考えられる保険に加入するものとする。

8 その他

(1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。

(2) 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。

(3) 受注者は、本整備開始をした年度当初から、毎年1回賃借料を発注者に請求することができることとする。

(4) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は、本実施要領に定めのない事項については、本市及び受注者の協議によるものとする。

(5) 受注者及び関係者は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底すること。

9 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール(予定)

(1) 優先交渉権者の決定 令和3年 7月15日

(2) 本契約の締結 令和3年10月上旬

(3) 工事期間 令和3年11月~令和4年 3月下旬

(4) サービス開始 令和4年 4月 1日

(3) 工事期間の11月及び12月は準備工事のみ可能とする。

10 応募条件

(1) 応募者の資格要件

ア 本業務を行う能力を有する単独企業またはグループ(複数の企業共同体)とする。

イ グループで応募する場合は、業務役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、業務の遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時に、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかわる諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

(ア) 業務役割 本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責を負う。

(イ) 設計役割 設計・計画・監理に関する業務をすべて実施する。

(ウ) 施工役割 施工に関する業務をすべて実施する。

(エ) その他役割 上記(ア)~(ウ)以外の金融、リース設備供給、既設設備の設置

状況の把握などに関する業務を各々実施する。

イ 業務役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の業務役割に関する合意書を別途本市に提出すること。また、その合意書には業務役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。また、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、各種法令・基準等に適合した機器選定及び計画を立てられる者であること。

ウ 応募者は、多様な演出計画の提案及び緊急時の対応を迅速にできる者であること。

エ 過去5年間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）において、単独またはグループの代表として、官公庁等における類似のスポーツ・スタジアムLED照明業務で実績（契約締結）があること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 本実施要領の配布の日から、提案書提出日までの期間に「平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項」に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下、「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者、又は、申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は、更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 公告日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者。

ク 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

ケ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または、重要な事実について記載をしなかった者。

コ 不正な手段を用いて本業務を誹謗し、または、業務の公正な進行を妨げる者、もしくは、妨げた者。

(5) 地元業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事及びリース設備の設置工事において、市内の電気工事店（以下、「地元業者」という。）を積極的に活用すること。

1.1 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に関する目的以外では使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、後日参考資料を求めることができる。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は本提案書に虚偽記載があった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

1.2 本業務選定の流れ

(1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、「10 応募条件」で定める各項目を満たす者とする。

(2) 応募者の確認及び提案要請

応募内容を確認して、条件を満たした者に対して、提案書の提出を書面及び電子メ

ールで要請する。また、応募書に対し、提案書に関するヒアリングを別途実施する。

(3) 最優秀提案の選定

審査委員会により提案内容を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、契約書を締結するための諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 本契約の締結

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えば本契約を締結し、契約事業者となる。また、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：平塚市公営事業部事業課（平塚競輪場）

所在地：平塚市久領堤5番1号 平塚競輪場 第2センタースタンド3階

電話：0463-21-3935

FAX：0463-21-3934

電子メール：jigyo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

ホームページ：

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/shisetu/page36_00001.html

<https://www.shonanbank.com/>

1.3 業務全体スケジュール（予定）

(1) 本業務は、次の日程（予定）で行う。

項目	日程
実施要領の配付（ホームページで公開）	令和3年5月11日（火）
実施要領に関する質問受付	令和3年5月11日（火） ～5月20日（木）
質問の回答	令和3年5月28日（金）
参加表明書及び資格確認書類の受付	令和3年5月31日（月） ～6月9日（水）
応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和3年6月18日（金）
提案書の受付	令和3年6月18日（金） ～7月2日（金）
質疑応答（ヒアリング）	令和3年7月12日（月）
優先交渉権者の決定	令和3年7月15日（木）
詳細協議、業務計画書作成	令和3年7月～10月上旬
本契約の締結	令和3年10月上旬
工事期間	令和3年11月 ～令和4年3月下旬
サービス開始	令和4年4月1日（金）

(2) 本提案募集の手続き

ア 実施要領の配布

実施要領は、本市及び平塚競輪場のホームページにて公開する。

イ 実施要領に対する質問受付・質問回答

本要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次の方法により行う。

質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。また、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出(送信)する。

なお、電子メール送信の際は、件名を「平塚競輪場走路照明整備事業質問書」と記載することとし、電子メール送信後、電話で電子メールの到着を確認すること。

受付期間

令和3年5月11日(火)～5月20日(木)午後3時(必着)

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和3年5月28日(金)にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和3年5月31日(月)～6月9日(水)午後5時(必着)

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

公営事業部事業課(平塚市久領堤5番1号 平塚競輪場 第2センタースタンド3階)

ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々様式番号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。

《参加表明作成要領》

(ア)参加表明書(様式第2号)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

(イ)グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(業務役割、設計役割、施工役割、その他役割(分担名を記載のこと))を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付すること。

(ウ)履行保証書(様式第4号)

業務役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出すること。

(工)印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3カ月以内に発行されたものを提出すること。

(オ)商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3カ月以内に発行されたものを綴じたものを提出すること。

(カ)納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ)財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。また、写しでも可とする。

なお、本業務について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(ク)会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを綴じたもの。

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数(様式第5号の1)

企業状況表(様式第5号の2)

有資格技術職員内訳表(様式第5号の3)

各役割の責任者業務実績表(様式第5号の4)

その他、本業務について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。また、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(ケ)建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する許可証明書を提出すること。また、写しでも可とする。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(コ)同種または類似業務実績表(様式第6号)

様式に従い、以下の項目を網羅した業務実績表を提出すること。

(サ)各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証(表・裏)の写しを提出すること。

(シ)監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証(表・裏)の写しを提出すること。

(4)参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、書面（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。
また、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を書面及び電子メールで発送する。

ア 通知日 令和3年6月18日（金）

イ 郵送日 令和3年6月18日（金）発送

（5）提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「14 提案提出書類・作成要領」に従い、提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間 令和3年6月18日（金）～7月2日（金）午後5時（必着）

イ 受付時間 開庁日の午前9時～午後5時までとする。

（6）参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本業務提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参または郵送で提出すること。

1.4 提案提出書類・作成要領

（1）業務提案時の提出書類

提案書提出届（様式第8号）とともに、次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを7部（正1部、副6部）提出すること。

ア 提案総括表（様式第9号）

イ 構造計算書（様式第10号）

ウ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第11号）

エ 使用機器提案書（様式第12号の1～2）

オ 演出計画提案書（様式第13号）

カ 業務資金計画書（様式第14号）

キ 光害対策及び照度測定計画書（様式第15号）

ク 契約終了後の対応（様式第16号）

（2）作成要領

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。また、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

イ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

ウ 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示した上で、A4縦長ファイルにとじたもので提出すること。また、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

1.5 開示資料

（1）開示資料の内容

開示する資料は次のとおりとする。

- ア 既存照明設備図面（昭和62年度 競輪場競走路照明施設設置工事）
- イ 既存照明設備図面（平成12年度 競輪場照明塔及び走路照明設置工事）
- ウ 既存照明設備図面（平成27～29年度 競輪場メインスタンド整備事業）
競輪場メインスタンド整備事業の内照明設備に係る部分の抜粋
- エ 土質柱状図（平成27～29年度 競輪場メインスタンド整備事業の図面抜粋）
- オ 既存照明塔構造計算書等資料
- カ 既存走路図面（平成28～29年度 平塚競輪場走路改修工事）
平塚競輪場走路改修工事の内カント及び幅員に係る部分の抜粋
- キ 平成30年度及び31年度 走路照明点灯時間資料
- ク 令和3年度 電力需給契約金額

(2) 開示要領

上記の資料は、窓口で希望のあったものに開示する。

- ア 開示期間
令和3年5月27日（木）～6月7日（月）
開示時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで
- イ 開示場所
平塚競輪場（第2センタースタンド3階）

16 ヒアリング、審査及び審査結果の通知

(1) ヒアリング

ヒアリング時に使用する書類は、提出された提案書とする。なお、ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。

(2) 審査

別に定める審査委員会が、業務資金計画、使用機器、演出計画、光害対策計画などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者、優秀提案1者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

- ア 提案が全体としてバランスが良く、優れていること。（様式第9号）
- イ 提案の照明器具で構造計算を行い、適法であることを確認できること。（様式第10号）
- ウ リース設備の施工及び施工管理について、具体的で確実性のある計画となっていること。（様式第11号）
- エ 地元業者の積極的な活用など、本市経済への寄与に貢献できることが具体的に示された提案であること。（様式第11号）
- オ 廃棄物の処理・再利用計画が具体的且つ充分であること。（様式第11号）
- カ LED機器は、信頼性のあるメーカーの製品であること。（様式第12号）
- キ LED機器は、エネルギー削減効果のある製品であること。（様式第12号）
- ク 演出計画について、多様性があり具体的な提案があること。（様式第13号）
- ケ リース料の総額（本市の支出）が少ないこと。（様式第14号）
- コ 詳細な照度分布図等の計画により、周辺住宅地等への光の影響を配慮した計画で

あること。(様式第15号)

サ 照度測定計画について、具体的な提案があるか。(様式第15号)

シ 本契約終了後、本業務対象となるLED設備についての提案があること。(様式第16号)

ス バックスタンド建替え時の照明計画の対応について具体的な提案があること。(様式第16号)

(3) 日程・ヒアリング会場

日程：令和3年7月12日(月)

会場：平塚市役所 本館3階 302会議室

(4) 審査の流れ

本提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

ア ヒアリング時における応募者の出席者は4名以内とする。

イ 応募者は提出した提案書の内容について説明を行う。その後、審査委員による質疑応答を行う。

ウ 応募者からの提案書をもとに、提案内容を審査する。なお、説明能力は審査対象としない。

エ 審査結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、本契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。

(5) 審査結果の通知

ア 審査結果は、令和3年7月15日(木)に応募者に書面で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできないが、平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号)に基づく行政文書の公開請求することができる。

ウ 最優秀提案者の会社名及び得点並びに各提案者の得点のみを本市及び平塚競輪場のホームページで公表する。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提案書に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ ヒアリングを欠席した場合

1.7 提案書における提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、提案書を作成する。

(1) 契約を履行できること。

(2) 事業者の資金により設備の改修を行い、毎年のリース料が本市の希望する金額以下であること。

(3) 本市が定めた実施要領に応じた製品を使用すること。

(4) LED設備以外にサービスを実施する上で必要なリース設備についても対応すること。

と。

- (5) 契約終了後、本業務対象となるリース設備の所有権の帰属について、契約に基づき履行すること。
- (6) この要領に定めることのほか、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

18 業務実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者との協議すること。

(2) 本契約期間中の事業者と本市の関わり

事業は、事業者の責により遂行され、本市は本契約に定められた方法により、業務実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」(以下、「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。また、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 業務の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が本契約締結の前に、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 提案書と業務計画書の内容が乖離した場合など、優先交渉権者の責めにより契約できない場合は、本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

(イ) 本市の指示により業務が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。また、本契約後に業務の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
業務全般	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの		
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更		
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		
	業務の中止・延期	本市の指示 周辺住民等の反対による業務の中止・延期 事業者の業務放棄、破綻によるもの 本市の業務放棄、破綻によるもの		
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）		
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）		
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの		
		事業者の指示・判断によるもの		
資金調達	必要な資金の確保に関すること			
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		
	不可抗力	天災などによる設計変更詳細は契約書による		
	物価	急激なインフレ・デフレ		
	用地の確保	資材置き場の確保		
	設計変更	本市の指示条件、指示不備によるもの		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		
	工事遅延・未完工	事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大		
		事業者の指示、判断によるもの		
性能	要求仕様不適合			
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害			
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの(下記以外)		
	金利	市中金利の変動		
	支払瑕疵	支払いについて隠れた瑕疵等の担保責任		

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による業務内容の変更		
	計画変更 立ち入りの許可	事業者が必要と考える計画変更		
		必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の業務未遂行		
	リース設備の損傷	本市の故意・過失または施設に起因するリース設備の損傷		
	リース設備の損傷 施設損傷	事業者の故意・過失に起因するリース設備の損傷		
	リース設備の損傷 施設損傷 瑕疵担保	事業者の故意・過失またはリース設備に起因する施設・設備の損傷		
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷		
	施設損傷 瑕疵担保 不可抗力	リース設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		
		火災・天災・戦争などの不可抗力による設備・リース設備等の損傷		
	機器の不良	リース機器が所定の性能を達成しない場合		
	光熱費単価	光熱費単価の変動		
エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更			
エネルギー消費量 設備の不良	リース設備が所定の性能を達成しない場合			
保証関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		

本市及び事業者の両方が分担となっている場合には、別途協議を行うものとする。

19 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した内容で調査業務及び導入業務に関する契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和3年10月上旬(予定)

(3) 契約の概要

本市と事業者の間で、本要領に定める詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事、維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の

確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

2 0 工事計画

- (1) 契約後、工事計画及び緊急時連絡体制を示した書類を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (2) 具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。
- (3) 工事を行うに当たっては、地元業者を積極的に使用すること。
- (4) 取り外した設備の取扱いについては、既存LED照明器具のみ引渡しとして、その他の器具等について処分を基本とする。なお、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (5) 工事に係る瑕疵については契約に基づき、事業者の責任とすること。

2 1 提出書類様式

時期	様式番号	書類名
	様式第1号	質問書
参加表明	様式第2号	参加表明書
	様式第3号	グループ構成表
	様式第4号	履行保証書
	様式第5号の1	会社概要
	様式第5号の2	企業状況表
	様式第5号の3	有資格技術職員内訳表
	様式第5号の4	各役割の責任者業務実績表
	様式第6号	同種または類似業務実績表
提案共通	様式第7号	提案辞退届
	様式第8号	提案提出届
	様式第9号	提案総括表
	様式第10号	構造計算書
	様式第11号	工事中の対応・廃棄計画書
	様式第12号の1	使用機器提案書
	様式第12号の2	使用機器提案書(省エネルギー計画)
	様式第13号	演出計画提案書
	様式第14号	業務資金計画書
	様式第15号	光害対策及び照度測定計画書
様式第16号	契約終了後の対応	